

○丹波篠山市遊具等設置事業補助金交付要綱

平成30年3月30日

要綱第4号

改正 平成30年6月29日要綱第62号

令和3年4月30日要綱第44号

令和4年 月 日要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童に健全な遊び場を確保し、集団での遊びを通して他者とのコミュニケーションを円滑に図る能力を身に着け、感受性や道徳感などを育むとともに道路や駐車場等危険な箇所での遊びによる事故から児童を守るため、自治会が行う遊具等設置事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部として予算の範囲内で補助金を交付することに関し、丹波篠山市補助金等交付規則（平成17年篠山市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遊具等 自治会内に設置し、児童が遊ぶ手段として使用する遊具又は事故から児童を守るためのフェンス等をいう。
- (2) 新設等 遊具等の新設又は更新をいう。
- (3) 改修 遊具等の修理をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、新設等又は改修に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 作業員等の労務費
- (3) 運搬費及び処分費
- (4) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額等)

第4条 補助金等の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する自治会は、補助金の交付の対象としない。ただし、災害等やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) この要綱に基づき、既に新設等の補助金の交付を受けた自治会で、当該補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過していないもの。ただし、新設等を実施していない遊具については、この限りでない。
- (2) この要綱により補助金の交付を受けようとする遊具等の設置について、国、県又は

市の補助金等を受けて設置する自治会

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、事業の着手前に、規則第3条に規定する補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) 事業設計書又は見積書
- (3) 各施設の図面及び仕様書
- (4) 位置図
- (5) 現況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金等交付申請書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、規則第7条に規定する補助金交付決定通知書（規則様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書（規則様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第18条に規定する補助金交付請求書（規則様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付請求書が提出されたときは、当該提出された日から起算して1か月以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し又は返還)

第11条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、その者に対する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当であったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めるものとする。

(管理運営)

第12条 補助事業者は、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月29日要綱第62号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年4月30日要綱第44号)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分	新設等又は改修	補助率	補助上限
遊具	新設等 (既存遊具の撤去を含む。)	1/2	上限500,000円(1,000円未満切捨て)
	改修	1/2	上限250,000円(1,000円未満切捨て)
フェンス等	新設等 (既存フェンス等の撤去を含む。)	1/2	上限250,000円(1,000円未満切捨て)
	改修	1/2	上限125,000円(1,000円未満切捨て)

